

公共施設使用料の適正化に関する基本方針

1. 目的

この方針は、市が公共施設の使用料（入場料を含む）の額を設定する際に、そのマニュアルとして市内の統一的なルールを定めることを目的として定めるものです。

2. 基本方針

(1) 受益者負担と公費負担の公平性の確保

公共施設の管理運営に要する費用は、利用者（受益者）の使用料と、利用しない者も含めた市民の税金によって賄われています。受益者と市民の負担の公平性を確保するため、公共施設の性質に応じて、適正な使用料（受益者負担）と税金（公費負担）の割合について考え方を定めます。

(2) 算定方法の明確化

負担を求める受益者や市民に理解を得られるよう、公共施設の管理運営に要する費用（原価）を明確にし、原価に基づく受益者負担の算定方法を定めます。

(3) 原価の縮減

負担を求める受益者や市民に理解を得られるよう、継続的に事業の見直しを行い、公共施設の質の向上や原価の縮減を図ります。

(4) 定期的な見直し

社会環境の変化に対応するため、定期的に使用料を見直します。

3. 使用料の算定

(1) 対象範囲

以下を除き、原則、すべての公共施設を対象とします。

- ① 法令等により使用料を徴収することができないもの
- ② 法令等により算定方法が定められているもの
- ③ 特別会計・公営企業会計における独立採算制に基づいているもの
- ④ その他、この方針により算定することが適当でないと認められるもの

(2) 算定方法

使用料の算定は、以下の式により行うものとします。この算定方法が適用できない場合は、最も合理的な方式により算定します。

$$\text{使用料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

(3) 原価の算定

原価に算定する経費は、下表のとおりとし、過去3年間の決算の平均とします。

項目	内容
人件費	【直営施設の場合】 平均人件費×人員×事務従事割合 【指定管理施設の場合】 指定管理業務に係る人件費
管理運営費	臨時職員の賃金、光熱水費、修繕費（大規模修繕費を除く）、委託料（指定管理委託料を含む）、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費

原価に算定しない経費は、下表のとおりとします。

項目	内容
減価償却費	公共施設は、住民の福祉を増進する目的で設置するものであるため、その建設等に係る費用については公費で負担するものとし、原価には含めないこととします。
用地取得費	土地は、原則として時の経過により価値が減少しない資産であり、また施設廃止後も市の資産として残るため、原価には含めないこととします。
臨時的経費	災害等の特殊事情により臨時的に要した経費は、通常サービスの提供に直接関連しないため、原価には含めないこととします。

原価の計算は、以下の式により行うものとします。

① 場所貸しの場合（体育館、会議室など）

$$1 \text{ 時間あたり原価} = \text{年間経費} \times \text{貸出面積} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間貸出可能時間}$$

② 個人使用の場合（トレーニングルーム、プールなど）

$$1 \text{ 人あたり原価} = \text{年間経費} \div \text{年間利用者数}$$

(4) 受益者負担率

公共施設の設置目的や施設の性質にあわせて、受益者負担割合と公費負担割合を設定します。

※公的必要性（市が義務的に実施する必要があるか）

高：市民が日常生活を営む上で欠かせないサービスを提供する施設。

低：市民の日常生活をより便利で快適なものにするための施設。

※収益可能性（民間事業者によるサービス提供が可能か）

高：民間でもサービスが提供されている施設。

低：民間ではサービスの提供が難しい施設。

公的必要 ↑	高	公費負担 50% 受益者負担 50% (市民生活に欠かせないが、民間でも提供可能な施設)	公費負担 75% 受益者負担 25%	公費負担 100% 受益者負担 0% (市民生活に欠かせないが、民間では提供が難しい施設)
	↓	公費負担 25% 受益者負担 75%	公費負担 50% 受益者負担 50%	公費負担 75% 受益者負担 25%
	低	公費負担 0% 受益者負担 100% (民間で提供可能で、特定の市民のみが必要とする施設)	公費負担 25% 受益者負担 75%	公費負担 50% 受益者負担 50%
		高 ←	収益可能性	→ 低

(5) 激変緩和措置

市民生活に対する過度な負担増を避けるため、見直し後の使用料が現在の使用料を大幅に上回る場合は、原則、現行の使用料の3倍を上限とし、定期的な見直しにより適正な負担額に近づけるものとします。

(6) 減額・免除

使用料の減額・免除は、社会的弱者への配慮をはじめ、社会教育、福祉、地域活動、社会参加促進等の面で一定の効果をもたらしますが、一方で、負担の公平性を損なう恐れがあります。

そのため、減額・免除規定の適用にあたっては、あくまで特例的な措置であることを認識し、個々の施設において目的、適用範囲を明確にし、厳正に対応することとします。

(7) その他の基準

① 市民以外の利用者

本市の公共施設は、市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきであることから、市民以外の利用者に対し、市外料金を設定できるものとします。

② 施設の特性に依じた設定

施設の特性に依じ、子ども料金、障がい者料金、高齢者料金等の設定ができるものとします。

③ 営利目的の利用者

営利目的の利用の場合には、必要に応じて使用料基準額とは異なる使用料を設定できるものとします。

④ 附属設備等

附属設備、備品、照明、冷暖房等の使用料については、別に設定できるものとします。

⑤ 時間帯別・曜日別の設定

利用実態等を勘案し、時間帯別・曜日別に使用料を設定できるものとします。

⑥ 端数処理

算定段階で生じる端数については、原則、10円単位となるよう端数処理を行うこととします。

⑦ その他の調整

政策的判断や市内及び近隣自治体の類似施設や民間施設等との均衡を図る観点から、必要に応じて使用料を調整できるものとします。